

## 就労支援の事業の会計処理の基準に関する意見募集について

平成24年10月9日  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

この度、厚生労働省では、平成24年4月の社会福祉法人新会計基準施行により、社会福祉法人が行う事業について、同基準が適用されたことに伴い、就労支援事業等に係る会計処理のうち、社会福祉法人以外の就労支援事業を対象とする旨の「就労支援の事業の会計処理の基準」を発出する予定です。

本会計処理の基準は、実施可能な法人においては、順次適用し、平成27年4月には全ての法人において適用することとしております。

つきましては、本件に関しご意見を募集いたします。

ご意見がございましたら、下記よりご提出ください。

### 記

#### 1 意見公募期間

平成24年10月9日(火)から平成24年11月7日(水)

18:00まで(必着)

※郵送についても、公募期間内の必着とします。

#### 2 意見の提出方法

ご意見は、「就労支援の事業の会計処理の基準に関する意見」と明記の上、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできませんのでご了承ください。

##### (1) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-1

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課福祉サービス係宛

##### (2) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の「意見フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

##### (3) FAXの場合

別紙様式にて次の宛先に提出してください。

FAX番号:03-3591-8914

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係宛

#### 4 ご意見の提出上の注意

- (1) いただいたご意見等については、公表することがありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 氏名及び連絡先は、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- (3) 法人又は団体のご意見を提出されるような場合には、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようにお願いします。
- (4) 提出いただくご意見は日本語で提出してください。
- (5) いただいたご意見に対する個別の回答は致しかねますので、ご了承ください。

別紙様式

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係 宛

「就労支援の事業の会計処理の基準」に関する意見

<b>氏名</b> (企業・団体・事業所の場合は部署名及び担当者名も記入)	
<b>住所</b> (企業・団体・事業所の場合は所在地)	
<b>電話番号</b>	
<b>FAX番号</b>	
<b>電子メールアドレス</b>	
<b>ご意見</b>	
〈該当箇所〉	
〈意見内容〉	
〈理由(可能であれば、根拠となる出展等を記載願います。)>	